

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令の概要

1 背景

総務省では、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）及び電気通信事業報告規則の規定に基づき、0AB-J IP 電話の品質の確保及びその測定結果の報告を求めているところである。

その報告について、平成 25 年 12 月から平成 26 年 12 月まで総務省で開催した「0AB-J IP 電話の品質要件の在り方に関する研究会」（主査：酒井善則放送大学特任教授東京渋谷学習センター所長）及び情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会（主査：相田仁東京大学大学院工学系研究科教授）における検討の中で、FAX の疎通状況についても報告を求め、総務省において確認すべきであるとの提言があった。

本件は、これを受けて、0AB-J IP 電話により提供される FAX の疎通状況について報告を求めるため、電気通信事業報告規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

電気通信事業報告規則第 7 条の 5 を改正し、毎報告年度の最初の日において 3 万人以上の利用者に 0AB-J IP 電話を提供する電気通信事業者に、FAX の疎通状況の報告を義務付ける。

3 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日から施行する。